

首長の多選問題に関する調査研究会開催要領

(目的)

第1 首長の多選問題に関する調査研究会(以下「研究会」という。)は、首長の多選問題について幅広く調査研究することを目的とする。

(任務)

第2 研究会は、首長の多選問題に関して、憲法上の論点、多選の制限に関する考え方、多選を制限することとした場合におけるその内容等について、調査研究するものとする。

(構成)

第3 研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

(座長)

第4 研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第5 研究会の会議は、座長が必要と認めたときに、随時、開催する。

(庶務)

第6 研究会の庶務は、総務省自治行政局選挙部選挙課において処理する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

「首長の多選問題に関する調査研究会」メンバー名簿

岩崎美紀子(筑波大学大学院人文社会科学研究科教授) (比較政治学)

金井利之(東京大学大学院法学政治学研究科教授) (行政学)

齋藤 誠(東京大学大学院法学政治学研究科教授) (行政法)

高橋和之(明治大学法科大学院教授) (憲法)

只野雅人(一橋大学大学院法学研究科教授) (憲法)

横道清孝(政策研究大学院大学教授) (地方自治論)